

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、こども青少年部の創設及び教育機関としての学校教育相談センターの設置に伴い、委員会の事務局組織及び分掌事務等について整備する必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表生涯学習部の項青少年課の項を削る。

第4条学務課の分掌事務第5号を削り、同分掌事務第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条学校教育課の分掌事務第8号を削り、同分掌事務第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同分掌事務に次の3号を加える。

(12) 学校教育相談センターに関する事。

(13) 幼児教育との連携に関する事。

(14) 学校評価に関する事。

第4条青少年課の分掌事務を削る。

第5条第2項第5号を削り、同条に次の1項を加える。

4 藤沢市学校教育相談センター条例（平成19年藤沢市条例第31号）第1条の規定に基づき設置された学校教育相談センターの諸掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関する事。

(2) 相談支援教室に関する事。

(3) 就学相談に関する事。

(4) 学校教育相談センターの管理運営に関する事。

第6条第4項を削り、同条第5項を第4項とする。

別表第2固有事務決裁表の表教育総務課の項中「主査（上級）」を「上級主査」に改める。

別表第2固有事務決裁表の表学校教育課の項相談指導教室の項を削る。

別表第2固有事務決裁表の表学校教育課の項教育文化センターの項教育相談事業の実施の項を削る。

別表第2固有事務決裁表の表学校教育課の項に次のように加える。

学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長
	相談支援教室の管理運営	課等の長
	教育相談事業全般	課等の長

別表第2固有事務決裁表の表青少年課の項を削る。

別表第3の表藤沢市教育委員会之印の項中「方37」を「方35」に改める。

別表第3の表藤沢市教育委員会教育長之印就学事務専用の項中「11」を「12」に改める。

別表第3の表藤沢市青少年相談センター長之印の項を次のように改める。

藤沢市青少年相談センター長之印	11	削除
-----------------	----	----

別表第4の表中「

11

藤	沢	市			
青	少	年			
相	談	セ	ン	タ	ー
長	之	印			

」を「

11

削除

」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行																								
<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 3 日 教委規則第 3 号</p> <p>藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和 38 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢市教育委員会事務局</td> <td>藤沢市朝日町 1 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">教育総務部</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>保健給食課</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1	教育総務部	教育総務課	学務課	学校教育課	保健給食課	学校施設課	生涯学習部	生涯学習課	<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 3 日 教委規則第 3 号</p> <p>藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和 38 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢市教育委員会事務局</td> <td>藤沢市朝日町 1 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">教育総務部</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>保健給食課</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1	教育総務部	教育総務課	学務課	学校教育課	保健給食課	学校施設課	生涯学習部	生涯学習課
名称	位置																								
藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1																								
教育総務部	教育総務課																								
	学務課																								
	学校教育課																								
	保健給食課																								
	学校施設課																								
生涯学習部	生涯学習課																								
名称	位置																								
藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1																								
教育総務部	教育総務課																								
	学務課																								
	学校教育課																								
	保健給食課																								
	学校施設課																								
生涯学習部	生涯学習課																								

改 正 案	現 行								
<table border="1"> <tr><td>文化推進課</td></tr> <tr><td><del>青少年課</del></td></tr> <tr><td>総合市民図書館</td></tr> <tr><td>スポーツ課</td></tr> </table>	文化推進課	<del>青少年課</del>	総合市民図書館	スポーツ課	<table border="1"> <tr><td>文化推進課</td></tr> <tr><td><b>青少年課</b></td></tr> <tr><td>総合市民図書館</td></tr> <tr><td>スポーツ課</td></tr> </table>	文化推進課	<b>青少年課</b>	総合市民図書館	スポーツ課
文化推進課									
<del>青少年課</del>									
総合市民図書館									
スポーツ課									
文化推進課									
<b>青少年課</b>									
総合市民図書館									
スポーツ課									
<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学務課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関する事。</li> <li>(2) 児童及び生徒の就学援助に関する事。</li> <li>(3) 通学区域の設定及び改廃</li> <li>(4) 学級編制に関する事。</li> <li><del>(5) 幼児教育に関する事。</del></li> <li><b>(5)</b> 県費負担教職員の服務及び人事の内申</li> <li><b>(6)</b> 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</li> </ol> <p>学校教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導助言に関する事。</li> <li>(2) 教員の研修に関する事。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。</li> <li>(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。</li> <li>(5) 教育資料に関する事。</li> <li>(6) 特別支援教育に関する事。</li> <li>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。</li> </ol>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学務課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関する事。</li> <li>(2) 児童及び生徒の就学援助に関する事。</li> <li>(3) 通学区域の設定及び改廃</li> <li>(4) 学級編制に関する事。</li> <li><b>(5) 幼児教育に関する事。</b></li> <li>(6) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</li> <li>(7) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</li> </ol> <p>学校教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導助言に関する事。</li> <li>(2) 教員の研修に関する事。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。</li> <li>(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。</li> <li>(5) 教育資料に関する事。</li> <li>(6) 特別支援教育に関する事。</li> <li>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。</li> </ol>								

改 正 案	現 行
<p><del>(8) 相談指導教室に関すること。</del></p> <p><b>(8)</b> 奨学生選考委員会の庶務</p> <p><b>(9)</b> 教科用図書採択審議委員会の庶務</p> <p><b>(10)</b> 教育文化センターに関すること。</p> <p><b>(11)</b> 指定管理者に対する運営指導</p> <p><b>(12)</b> 学校教育相談センターに関すること。</p> <p><b>(13)</b> 幼児教育との連携に関すること。</p> <p><b>(14)</b> 学校評価に関すること。</p> <p><b>青少年課</b></p> <p><del>(1) 青少年対策事業の総合企画、調査及び連絡調整</del></p> <p><del>(2) 青少年健全育成事業の企画及び実施</del></p> <p><del>(3) 青少年指導者及び青少年関係団体の育成指導</del></p> <p><del>(4) 青少年指導員に関すること。</del></p> <p><del>(5) 青少年問題の調査及び普及</del></p> <p><del>(6) 成人式に関すること。</del></p> <p><del>(7) 放課後児童健全育成事業に関すること。</del></p> <p><del>(8) 青少年施設(子ども広場を除く。)の調査研究及び企画</del></p> <p><del>(9) 少年の森に関すること。</del></p> <p><del>(10) 児童館に関すること。</del></p> <p><del>(11) 地域子供の家に関すること。</del></p> <p><del>(12) 青少年会館に関すること。</del></p> <p><del>(13) SL広場に関すること。</del></p> <p><del>(14) 青少年問題協議会に関する事務の補助執行</del></p>	<p>(8) 相談指導教室に関すること。</p> <p>(9) 奨学生選考委員会の庶務</p> <p>(10) 教科用図書採択審議委員会の庶務</p> <p>(11) 教育文化センターに関すること。</p> <p>(12) 指定管理者に対する運営指導</p> <p><b>青少年課</b></p> <p><u>(1) 青少年対策事業の総合企画、調査及び連絡調整</u></p> <p><u>(2) 青少年健全育成事業の企画及び実施</u></p> <p><u>(3) 青少年指導者及び青少年関係団体の育成指導</u></p> <p><u>(4) 青少年指導員に関すること。</u></p> <p><u>(5) 青少年問題の調査及び普及</u></p> <p><u>(6) 成人式に関すること。</u></p> <p><u>(7) 放課後児童健全育成事業に関すること。</u></p> <p><u>(8) 青少年施設(子ども広場を除く。)の調査研究及び企画</u></p> <p><u>(9) 少年の森に関すること。</u></p> <p><u>(10) 児童館に関すること。</u></p> <p><u>(11) 地域子供の家に関すること。</u></p> <p><u>(12) 青少年会館に関すること。</u></p> <p><u>(13) SL広場に関すること。</u></p> <p><u>(14) 青少年問題協議会に関する事務の補助執行</u></p>

改 正 案	現 行
<p><del>(15) 青少年対策本部に関する事務の補助執行</del>  <del>(16) 青少年相談センターに関すること。</del>  <del>(17) 財団法人藤沢市青少年協会の運営指導及び連絡調整</del>  <del>(18) 指定管理者に対する運営指導</del></p> <p>(教育総務部に属する教育機関)</p> <p>第 5 条 藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成 9 年藤沢市条例第 46 号)第 1 条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌事務は、合同調理場の運営及び管理とする。</p> <p>2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和 57 年藤沢市条例第 21 号)第 1 条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生涯教育の調査研究  (2) 教育内容の改善に関する研究  (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し  (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施  <del>(5) 教育相談に関する研究、研修及び教職員を対象とした面接相談</del></p> <p>3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成 3 年藤沢市条例第 18 号)第 1 条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。  (2) 野外活動の指導及び助言に関すること。</p> <p><b>4 藤沢市学校教育相談センター条例(平成 19 年藤沢市条例第 31 号)第 1 条の規定に基づき設置された学校教育相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。</b></p>	<p><u>(15) 青少年対策本部に関する事務の補助執行</u>  <u>(16) 青少年相談センターに関すること。</u>  <u>(17) 財団法人藤沢市青少年協会の運営指導及び連絡調整</u>  <u>(18) 指定管理者に対する運営指導</u></p> <p>(教育総務部に属する教育機関)</p> <p>第 5 条 藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成 9 年藤沢市条例第 46 号)第 1 条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌事務は、合同調理場の運営及び管理とする。</p> <p>2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和 57 年藤沢市条例第 21 号)第 1 条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生涯教育の調査研究  (2) 教育内容の改善に関する研究  (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し  (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施  (5) 教育相談に関する研究、研修及び教職員を対象とした面接相談</p> <p>3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成 3 年藤沢市条例第 18 号)第 1 条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。  (2) 野外活動の指導及び助言に関すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関すること。</p> <p>(2) 相談支援教室に関すること。</p> <p>(3) 就学相談に関すること。</p> <p>(4) 学校教育相談センターの管理運営に関すること。</p> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第 6 条 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) くらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>	<p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第 6 条 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) くらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>



改 正 案	現 行
<p>る。)</p> <p>(13) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(14) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)</p> <p>2 藤沢市民ギャラリー条例(昭和 61 年藤沢市条例第 17 号)第 1 条の規定に基づき設置された市民ギャラリーの所掌事務は、市民ギャラリーの運営管理とする。</p> <p>3 藤沢市学習文化センター条例(昭和 63 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に基づき設置された学習文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学習文化センターの管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(2) 生涯学習に関する情報提供</p> <p>(3) 生涯学習に関する相談</p> <p><del>4 藤沢市青少年相談センター条例(昭和 40 年藤沢市条例第 8 号)第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。</del></p> <p><del>(1) 青少年健全育成に係る相談</del></p> <p><del>(2) 青少年非行防止に係る街頭指導</del></p> <p><del>(3) 青少年の更生に係る継続指導</del></p> <p><del>(4) 青少年の環境浄化活動</del></p> <p><del>(5) 青少年相談センター運営協議会に関すること。</del></p> <p>4 藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年藤沢市条例第 36 号)第 1 条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>る。)</p> <p>(13) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(14) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)</p> <p>2 藤沢市民ギャラリー条例(昭和 61 年藤沢市条例第 17 号)第 1 条の規定に基づき設置された市民ギャラリーの所掌事務は、市民ギャラリーの運営管理とする。</p> <p>3 藤沢市学習文化センター条例(昭和 63 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に基づき設置された学習文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学習文化センターの管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(2) 生涯学習に関する情報提供</p> <p>(3) 生涯学習に関する相談</p> <p>4 藤沢市青少年相談センター条例(昭和 40 年藤沢市条例第 8 号)第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年健全育成に係る相談</p> <p>(2) 青少年非行防止に係る街頭指導</p> <p>(3) 青少年の更生に係る継続指導</p> <p>(4) 青少年の環境浄化活動</p> <p>(5) 青少年相談センター運営協議会に関すること。</p> <p>5 藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年藤沢市条例第 36 号)第 1 条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

改 正 案

- (1) 図書館活動の計画及び実施
- (2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス
- (4) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (5) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助
- (6) 図書館類縁機関等との連絡及び協力
- (7) 読書活動等の調査、企画及び実施
- (8) 読書会等の育成及び援助

別表第 2(第 10 条関係)

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施		部長	職員課	
	教育委員会職員の任分限、賞罰等	職員の任免	上級主査以下の職員	教育長	職員課	
		職員の休職又は復職の決定	上級主査以下の職員	教育長	職員課	
		嘱託の任免		教育長	職員課	
		臨時職員の任用		課等の長		
		育児休業、介護休		部長	職員課	

現 行

- (1) 図書館活動の計画及び実施
- (2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス
- (4) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (5) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助
- (6) 図書館類縁機関等との連絡及び協力
- (7) 読書活動等の調査、企画及び実施
- (8) 読書会等の育成及び援助

別表第 2(第 10 条関係)

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施		部長	職員課	
	教育委員会職員の任分限、賞罰等	職員の任免	主査(上級)以下の職員	教育長	職員課	
		職員の休職又は復職の決定	主査(上級)以下の職員	教育長	職員課	
		嘱託の任免		教育長	職員課	
		臨時職員の任用		課等の長		

改 正 案					現 行					
		暇及びボランティア休暇の決定				育児休業、介護休業及びボランティア休暇の決定	部長	職員課		
		職員のき章の交付、職員の身分証明書発行、身上諸届の受理等	課等の長				職員のき章の交付、職員の身分証明書発行、身上諸届の受理等	課等の長		
		共済	共済組合事務一般	課等の長		共済	共済組合事務一般	課等の長		
		文書の処理	公印の新調、改刻、廃止	部長		文書の処理	公印の新調、改刻、廃止	部長		
			公印整理及び専用印以外の管守(所定職員に専決させる。)	課等の長			公印整理及び専用印以外の管守(所定職員に専決させる。)	課等の長		
		庶務	事務量測定及び定数管理	部長		庶務	事務量測定及び定数管理	部長		
			事務事業の調査及び調整並びに進行状況の調査及び把握	課等の長			事務事業の調査及び調整並びに進行状況の調査及び把握	課等の長		
			予算の執行状況及び決算状況の把握	課等の長			予算の執行状況及び決算状況の把握	課等の長		
		学務課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長		学校教育課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長
			学級編成	教育長			学級編成	教育長		
			児童及び生徒の就学援助の認定	部長			児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
			児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長			児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務)	課等の長			児童及び生徒の就学事務(就学義務)	課等の長			

改 正 案					現 行					
		の猶予及び免除を除く。)					学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	長		
県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教育長			県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教育長			
	休職の内申	教育長				休職の内申	教育長			
	長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教育長				長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教育長			
	昇任, 昇格, 昇給の内申	教育長				昇任, 昇格, 昇給の内申	教育長			
	勤務評定	教育長				勤務評定	教育長			
	事故報告	教育長				事故報告	教育長			
	復職, 育児休業の内申	部長				復職, 育児休業の内申	部長			
	管理職の研修計画	部長				管理職の研修計画	部長			
	県費負担教職員の福利厚生等	部長				県費負担教職員の福利厚生等	部長			
	臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課等の長				臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課等の長			
	公務災害に係る申請手続	課等の長				公務災害に係る申請手続	課等の長			
	免許状等申請手続	課等の長				免許状等申請手続	課等の長			
	市費講師の人事管理	部長				市費講師の人事管理	部長			
	職員団体	職員団体に関する事項	部長				職員団体	職員団体に関する事項	部長	

改 正 案						現 行					
学 校 教 育 課	学 校 教 育 指 導	学 校 教 育 指 導 計 画 の 策 定	部 長			学 校 教 育 課	学 校 教 育 指 導	学 校 教 育 指 導 計 画 の 策 定	部 長		
		学 校 教 育 指 導 の 実 施	課 等 の 長					学 校 教 育 指 導 の 実 施	課 等 の 長		
		教 員 の 研 修 ・ 研 究	課 等 の 長					教 員 の 研 修 ・ 研 究	課 等 の 長		
	特 別 支 援 教 育	障 害 児 の 就 学 指 導	課 等 の 長			特 別 支 援 教 育	障 害 児 の 就 学 指 導	課 等 の 長			
	相 談 指 導 教 室	相 談 指 導 教 室 の 管 理 運 営	課 等 の 長			相 談 指 導 教 室	相 談 指 導 教 室 の 管 理 運 営	課 等 の 長			
	奨 学 金	奨 学 生 選 考 委 員 会 の 庶 務	課 等 の 長			奨 学 金	奨 学 生 選 考 委 員 会 の 庶 務	課 等 の 長			
	八 ヶ 岳 野 外 体 験 教 室	八 ヶ 岳 野 外 体 験 教 室 の 学 校 利 用 計 画 ， 指 導 計 画 の 作 成	課 等 の 長			八 ヶ 岳 野 外 体 験 教 室	八 ヶ 岳 野 外 体 験 教 室 の 学 校 利 用 計 画 ， 指 導 計 画 の 作 成	課 等 の 長			
		八 ヶ 岳 野 外 体 験 教 室 の 管 理 運 営	課 等 の 長				八 ヶ 岳 野 外 体 験 教 室 の 管 理 運 営	課 等 の 長			
		指 定 管 理 者 に 対 す る 運 営 指 導	部 長				指 定 管 理 者 に 対 す る 運 営 指 導	部 長			
	教 育 文 化 セ ン タ ー	教 育 文 化 セ ン タ ー 運 営 計 画 の 策 定	部 長			教 育 文 化 セ ン タ ー	教 育 文 化 セ ン タ ー 運 営 計 画 の 策 定	部 長			
		教 育 史 編 さ ん 事 業 計 画 の 策 定	部 長				教 育 史 編 さ ん 事 業 計 画 の 策 定	部 長			
		藤 沢 の 自 然 編 さ ん 事 業 計 画 の 策 定	部 長				藤 沢 の 自 然 編 さ ん 事 業 計 画 の 策 定	部 長			
		研 究 及 び 研 修 の 事 業 計 画 の 作 成	部 長				研 究 及 び 研 修 の 事 業 計 画 の 作 成	部 長			
		教 育 史 の 編 集	課 等 の 長				研 究 及 び 研 修 の 事 業 計 画 の 作 成	部 長			

改 正 案						現 行						
		出版物の編集及び発行	課等の長					教育史の編集	課等の長			
		研究及び研修の事業の実施	課等の長					出版物の編集及び発行	課等の長			
		教育情報の収集及び提供	課等の長					研究及び研修の事業の実施	課等の長			
		教育相談事業の実施	課等の長					教育情報の収集及び提供	課等の長			
	教育相談事業の実施	課等の長			教育相談事業の実施			課等の長				
	学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長			青少年課	青少年施策の企画実施	青少年対策事業の企画、調査、連絡調整	部長			
		相談支援教室の管理運営	課等の長					青少年健全育成、非行防止事業の企画、広報及び実施	部長			
		教育相談事業全般	課等の長					成人式の企画実施	部長			
	青少年課	青少年施策の企画実施	青少年対策事業の企画、調査、連絡調整	部長					青少年対策本部の運営	部長		
			青少年健全育成、非行防止事業の企画、広報及び実施	部長					青少年問題協議会の運営	課等の長		
成人式の企画実施			部長					財団法人藤沢市青少年協会の運営指導及び連絡調整	課等の長			
青少年対策本部の運営			部長					施設の整備・管理	児童館の建設計画	部長		
青少年問題協議会の運営			課等の長						青少年施設の整備・管理	課等の長		
財団法人藤沢市青少年協会の運営指導			課等の長						青少年施設の使用料の収納	課等の長		

改 正 案					現 行				
		<u>導及び連絡調整</u>							
<u>施設の整備・管理</u>		<u>児童館の建設計画</u>	部長						
		<u>青少年施設の整備・管理</u>	課等の長						
		<u>青少年施設の使用料の収納</u>	課等の長						
		<u>指定管理者に対する運営指導</u>	部長						
<u>指導者の養成</u>		<u>青少年指導員の養成</u>	課等の長						
<u>放課後児童健全育成</u>		<u>児童クラブの育成</u>	課等の長						
<u>非行防止活動の企画運営</u>		<u>青少年非行防止街頭指導</u>	課等の長						
		<u>青少年の環境浄化活動</u>	課等の長						
		<u>青少年相談センター運営協議会の運営</u>	課等の長						
<u>青少年相談</u>		<u>青少年相談</u>	課等の長						
別表第3(第14条関係)									
別表第4 略									

		<u>指定管理者に対する運営指導</u>	部長		
<u>指導者の養成</u>		<u>青少年指導員の養成</u>	課等の長		
<u>放課後児童健全育成</u>		<u>児童クラブの育成</u>	課等の長		
<u>非行防止活動の企画運営</u>		<u>青少年非行防止街頭指導</u>	課等の長		
		<u>青少年の環境浄化活動</u>	課等の長		
		<u>青少年相談センター運営協議会の運営</u>	課等の長		
<u>青少年相談</u>		<u>青少年相談</u>	課等の長		